

回答

工事名：平田2地区小規模急傾斜地崩壊対策工事

番号	質問事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none">・ 役務費における借地料は、仮設ヤードの借地料ですか？・ 9号線から仮設ヤードまでは、どういう借地契約か？	<ul style="list-style-type: none">・ 仮設平面図(6/7)における坂路、施行ヤード及び法面工事に影響のある範囲を、役務費における借地料として計上しています。（別紙借地平面図参照）・ 工事期間内において、土地所有者と大山町の間で土地賃貸契約を締結します。
2	<ul style="list-style-type: none">・ 掘削変更が生じる場合（土砂掘削→岩掘削）、設計変更の対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none">・ 現地において、岩塊が認められると判断した場合、設計変更の対象になります。
3	<ul style="list-style-type: none">・ 岩掘削にブレーカー使用時、近接住宅に配慮し防護柵等の設置を行った場合、設計変更の対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none">・ 現地において、防護柵等の設置が認められると判断した場合、設計変更の対象になります。
4	<ul style="list-style-type: none">・ 掘削土、掘削岩の小運搬の計上がありませんので、設計変更の対象をお願いします。・ 西側斜面の経路は、借地契約してありますか？	<ul style="list-style-type: none">・ 現地において、小運搬の必要性が認められると判断した場合、設計変更の対象になります。・ 法面工事に影響のある範囲は、役務費における借地料として計上しています。（別紙借地平面図参照）
5	<ul style="list-style-type: none">・ 伐採時、近接住宅に影響があるため、高所作業車等の車両が必要になると思います。設計変更の対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none">・ 現地において、高所作業車等の車両の必要性が認められると判断した場合、設計変更の対象になります。